

現状と問題点

主な取組状況(今後更に取組を進めていく)

<p>出入国管理の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減が必要 	<ul style="list-style-type: none"> → ✓R10年度中の電子渡航認証制度（JESTA）の導入に向けて、法案が成立（R8年5月、第221回国会）
<p>在留資格の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格の本来の趣旨に沿った受入れをすべき、違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化すべき等の指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ✓「経営・管理」について、新たな許可基準に基づき、在留資格の趣旨に沿った受入れとなるよう引き続き厳格な審査を実施中 問合せが多い事項への対応として、個人事業主は、「申請に係る事業の用に供される財産の総額」が基準である旨等をQ&Aに掲載（R8年5月） → ✓「技・人・国」について、派遣形態で就労する外国人に関する審査の強化（R8年3月から） 主に日本語能力を用いる業務に従事する場合の審査の強化（R8年4月運用開始） ✓「留学」について、日本語教育機関と連携した資格外活動に係る実態把握や指導の開始（R8年4月運用開始） ✓「企業内転勤」について、厳格な審査のため申請書類の見直し等を実施（R8年4月運用開始）
<p>永住者の在り方検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会との結びつきが他の在留資格に比して高いにも関わらず、許可要件が緩やかであるとの指摘 	<ul style="list-style-type: none"> → ✓永住許可ガイドラインを改正し、在留期間「5年」ではなく「3年」を有していれば永住許可要件を満たすものとしていた経過措置を廃止及び公租公課の不払い等による「永住者」の在留資格取消しを開始（R9年4月運用開始）
<p>帰化の厳格化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 永住許可の在留要件（10年以上）に対し、帰化の住所要件（5年以上）は不整合との指摘 	<ul style="list-style-type: none"> → ✓必要な在留期間を10年に引き上げる等、帰化の要件を厳格化（R8年4月運用開始）
<p>不法滞在者ゼロプラン等の強力な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不法残留者数は昨年まで7万人以上の高止まり状態が続いており、その対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> → ✓不法滞在者ゼロプラン等を強力に推進するため、重点的に取り組む施策を取りまとめ、「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」等を公表（R8年5月）
<p>各手数料の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> R8年度中に、在留許可手数料・査証手数料を引き上げ、体制強化等を図る必要 	<ul style="list-style-type: none"> → ✓在留許可手数料の額の上限額の引上げを含む法案が成立（R8年5月、第221回国会） ✓査証手数料に関する政令の改正に向けて、パブリックコメントを実施済（R8年3月～4月）
<p>日本語・制度学習プログラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在留外国人が、日本語や日本のルール・制度を理解し、責任ある行動をとることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> → ✓日本語や制度等を学習するプログラムの創設に向け、法務大臣政務官を長とするプロジェクトチームや関係省庁において検討を開始（R8年3月）

資格変更・期間更新:(上限額)1万円→10万円
 永住許可:(上限額)1万円→30万円
 1次査証:3,000円→15,000円 等

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ 概要

現状と問題点

主な取組状況(今後更に取組を進めていく)

外国人制度の適正化等

安全保障と土地法制

日本語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 在留外国人が、日本語や日本のルール・制度を理解し、責任ある行動をとることが必要 日本語教育ニーズが増加・多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援 (R8: 60団体) ✓日本語指導補助者等への財政支援 (R8: 243自治体) ✓R9年度からプレスクール・プレクラス(初期日本語指導教室)の抜本的な強化を図れるよう、方策を検討 ✓地域社会のルール等の習熟の場の設置等に要する経費への地方財政措置 (R8年度から)
医療費不払い	<ul style="list-style-type: none"> 外国人による医療費不払いが発生 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ (R8年4月から、20万円以上を1万円以上に引下げ)
留学生	<ul style="list-style-type: none"> 各外国人留学生の適切な在籍管理が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓在籍管理の適正を欠く大学等を指定し、通知・公表 (R8年2月)、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドライン」を策定 (R8年4月)、専修学校については周知を実施 (R8年4月)
公営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等に多くの外国人が入居することで、特定の学校等に負荷がかかる等の指摘があるが、入居実態を把握していない事業主体が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓公営住宅の新規入居者の国籍・在留資格等を把握すること、日本語で円滑なやり取りが可能な緊急連絡先の登録を求めることを自治体に通知 (R8年2月) ※URの新規入居者についても、引き続き、国籍等確認を実施するほか、日本語でやり取り可能な緊急連絡先の登録を求めるよう要請
民泊の適切な運営確保	<ul style="list-style-type: none"> 法令手続や、宿泊者による迷惑行為への対応が適切に行われていない民泊が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓命令・罰則などの事例の周知等による無届民泊の厳正な取締りや抑止の推進、生活環境の悪影響を防止する規制の考え方の周知 ✓各種民泊データを一元的に管理し、仲介サイトから無届民泊の確実な削除を行うためのシステム改修の具体的な設計等に着手
土地所有の透明化等	<ul style="list-style-type: none"> 外国人による我が国の土地取得等に対する国民の不安は、我が国の土地所有者等の実態がよく分からないことにも起因 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓不動産登記、森林法をはじめとする土地関連制度において、国籍把握等にあたり必要な省令・告示改正を実施済 (R8年1月～3月) ✓不動産取得に係るマネロン対策を強化するため、「リスク評価書」作成についてのマニュアルを策定 (R8年2月) ※加えて、暗号資産を用いた不動産取引の実態把握や健全性を確保するよう、関係業界団体に要請 (R8年4月) ✓取引がない土地等(ストック)の外国人と思われる者による所有状況について、試算を実施 (R8年度早期)
公開性確保	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有等情報を適切に公開・提供する枠組みが未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓不動産ベース・レジストリを整備し、行政機関等や国民がアクセスできる仕組みの構築を検討 (R9年度以降)
マンション取引実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 価格高騰の要因の一つとして、外国人による不動産購入の影響が指摘されているが、実態が未把握 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓新築マンションについて短期売買や国外からの取得の状況の調査を実施・結果を公表 (R7年11月) ✓調査結果を踏まえ、不動産協会が日本人も含め、投機的取引抑制のための取組方針を決定 (R7年11月)
地下水採取実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が水源地を買い占めて地下水を採取しているのではとの指摘があるが、実態が未把握 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓地下水採取事例の調査結果を公表 (R7年12月) ✓地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みの在り方について、有識者会議での議論を開始し、R8年夏にとりまとめ
土地取得等ルール検討	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障の観点から外国人による土地等取得に対する国民の不安 	<ul style="list-style-type: none"> ➔ ✓土地取得等の規制の在り方について、有識者会議での議論を開始し、R8年夏にとりまとめ ✓国境離島以外の離島について、本土から距離の離れたエリア(南西諸島等)にプライオリティをつけて所有実態の把握に着手 ※適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地の取得・利用等の在り方について、別途、有識者会議での議論を開始し、R8年夏にとりまとめ